

三田市総合福祉保健センター条例新旧対照表

現行	改正案												
<p>第1条～第2条 省略 (施設及び業務)</p> <p>第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。 (1)～(9) 省略</p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p>2 省略 (使用時間)</p> <p>第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、センターの施設のうち、保健センター、地域包括支援センター、高齢者デイサービスセンター、身体障害者デイサービスセンター、障害者基幹相談支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター、精神障害者支援センター及び<u>権利擁護・成年後見支援センター</u>にあつては、午前9時から午後5時30分までとする。</p> <p>2 省略 (休所日)</p> <p>第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。</p>	<p>第1条～第2条 省略 (施設及び業務)</p> <p>第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。 (1)～(9) 省略 <u>(10) 生活安心サポートセンター</u> <u>(11) 省略</u></p> <p>2 省略 (使用時間)</p> <p>第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、センターの施設のうち、保健センター、地域包括支援センター、高齢者デイサービスセンター、身体障害者デイサービスセンター、障害者基幹相談支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター、精神障害者支援センター、<u>権利擁護・成年後見支援センター及び生活安心サポートセンター</u>にあつては、午前9時から午後5時30分までとする。</p> <p>2 省略 (休所日)</p> <p>第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター、精神障害者支援センター及び<u>権利擁護・成年後見支援センター</u></td> <td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	施設	休所日	保健センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター、精神障害者支援センター及び <u>権利擁護・成年後見支援センター</u>	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター、精神障害者支援センター、<u>権利擁護・成年後見支援センター及び生活安心サポートセンター</u></td> <td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	施設	休所日	保健センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター、精神障害者支援センター、 <u>権利擁護・成年後見支援センター及び生活安心サポートセンター</u>	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	省略	
施設	休所日												
保健センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター、精神障害者支援センター及び <u>権利擁護・成年後見支援センター</u>	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)												
省略													
施設	休所日												
保健センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター、精神障害者支援センター、 <u>権利擁護・成年後見支援センター及び生活安心サポートセンター</u>	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)												
省略													
<p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>												